

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づく 建築材料中の石綿の含有の状況进行分析する方法

(平成20年11月19日告示第1189号)

[改正] 平成26年10月24日告示第1501号

[改正] 平成30年 3月27日告示第 427号

[改正] 令和 4年11月 1日告示第1619号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）第45条第2項の規定に基づき、建築材料中の石綿の含有の状況进行分析する方法を次のとおり定めたので、告示する。

建築材料中の石綿の含有の状況进行分析する方法は、日本産業規格A1481-1、日本産業規格A1481-2、日本産業規格A1481-3、日本産業規格A1481-4及び日本産業規格A1481-5に定められた分析方法、又はこれと同等以上の精度を有する分析方法とする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。